

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	母体保護法施行令
根拠条項	第6条
処分の概要	受胎調節実地指導員の講習の認定の取消し
法令の定め	第6条 都道府県知事は、第15条第2項に規定する認定を受けた講習が、同項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	母体保護法施行規則第17条 次の各号に適合しなくなった場合 1 受講資格は、助産師、保健師又は看護師であること。 2 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。 3 受講者の定員は、各学級につき10人以上30人以下であること。 4 講習に必要な施設及び設備を有していること。 5 運営の方法が適正であること。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-206-6343）
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-206-6343）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）